

平成23年8月25日

がん対策推進協議会 門田 守人会長

がん対策推進協議会委員

前川 育

学校での「がん教育」の在り方について

第22回がん対策推進協議会におきまして、学校での「がん教育」は「重要」であるとの論議に加え、小・中学校の「学校医」に「がん教育」を担当していただいているかどうか、また、学校医の実態についても議論がされました。

私は、本協議会において、がん教育を必修とするよう、「義務教育段階で、正式に『がん教育』を実施すべき」という認識の一致をしてはどうかと提案いたします。

1. 「病気の中でがんだけを特別に取り上げるのはどうか」というご意見もあるかとは思いますが、しかし、「2人に1人ががんになる」という状況は、よく言われる言葉ではありますが、まさに「国民病」です。感染症が学校で正式に教えられている状況と同じように、がんについても教えることが必要ではないかと、考えます。

「がん教育」として、目指すべき方向性を論議し、「本来在るべき『がん教育』」というものを明確にすべきではないでしょうか。

2. まず、学校での「がん教育」を考える上で重要なのは、教える人（教師など）と、生徒・児童との両方からの視点です。教える人は、「教師」か「医療者」が考えられますが、やはり、立場的には教師です。ただ、教師が直ちに「がん教育」を行える状況ではありません。

この「がん教育」を行うための環境作りは文科省を中心に行われるべきですが、本協議会からも、その必要性を訴えたいと考えます。教師への「がん教育」は欠かせない問題ですが、その方法は、今後の検討課題です。

3. 一方、各小・中学校には「学校医」という制度があります。一部地域（首都圏と中・四国地域）ではありますが、「学校医」の実態を調べてみました。ほとんどの学校で内科医（小児科医含む）が存在していることが分かりました（別紙）。

ただ、学校医の「業務」に感染症に関する指導・助言はあるものの、「がん」という病気への言及はありません。また、学校医の方々は、生徒への「教育」という「業務」が前提ではありません。しかし、「国民病」ということを考えれば、学校医の方々にも何らかの形で関わっていただく方法もあるのではと考えています。ここは、重要な検討課題だと思います。

4. また、生徒への「がん教育」を、教師ではなく、「がん医療専門医」にお願いするという事も考えられます。ただ、そのためには、「教育」という現場に、「医師」が赴くという体制の議論が必要かと考えます。

5. 生徒への「がん教育」に関しては、DVD などの映像を使う方法もあるのではないかと考えています。私は、人権教育の一環として、学校から講演依頼を受けて講演させていただくことがあります。生徒たちに、亡くなる2週間前に撮影した末期がんの患者さんのDVDを見せると想像以上に生徒たちは関心を持ちます。「帰宅後、その感想を家族にも伝えているようです」と担当教師から伺っています（下記〈参考〉に生徒たちの感想の一部）。

生徒への「がん教育」かつ、親への「がん啓発」を考える意味でも、生徒の視覚に訴える方法も検討の余地があるのではないかと考えます。

〈参考〉

DVDを見た生徒の感想

- ①がん患者のMさんの映像の中で、

「いろいろな精神状態になる。悲しくはないけれど淋しいよね。辛いよね」ポツンポツンと言葉をだしていき姿に、これが「死」というものに直面した時の心境なのかと、心に深く残りました。亡くなる前のMさんの映像で、がん患者さんや、家族の気持ちがよくわかりました。がんについて、もっと知っておくべきと思いましたし、知りたいです。（県立I高校）

- ②祖父ががんで亡くなったのは、私が幼い頃なので、優しいおじいちゃんの死が何故か、他人事でした。ただ、いつもは泣かない父が、泣いていた記憶があります。DVDを見て、いのちの大切さ、限られた時間を無駄にしないように生きていこうと思いました。

がんについての知識を深め、自分の健康管理に気をつけたいと思いました。私は自分一人ではなく、いろんな人に支えられて生きているので、心配をかけないためにも、自分を大切にしようと思います。（H中学校）

- ③病院で、一人でがんと闘い向き合う姿の映像を見て、がんについて何も知らなかった自分が恥ずかしくなりました。

もっと、がんについて学びたい気持ちになりました（H中学校）

<参考1>

学校医について

各市区町	担当医	業務	任命
A市 (160校) (首都圏)	ほぼ全員開業医	・定期健診など ・行事前の健康診断 ・日常的な相談は電話	・教育委員会側から依頼 ・地域によっては、2～3 の開業医から選んでいる
B市 (110校) (首都圏)	開業医	・定期健診など	・すべて医師会の推薦
C市 (50校) (中四国)	2名を除き、 開業医	・定期健診など	・必要に応じ、教育委員 から医師会・歯科医師会 に推薦依頼
D区 (40校) (首都圏)	開業医	・定期健診 ・担当医師の関わり方次第で 差がある	・ほとんど継続 ・変わる時は、医師会に 依頼
E市 (15校) (中四国)	開業医	・定期健診 ・水泳・持久走大会前の健康相談	・医師会で調整し、教育委員 会に伝える
F町 (15校) (中四国)	1名を除き 開業医	・定期健診 ・就学時健診 ・修学旅行前健診	・教育委員会からお願いし 学校医になってもらって いる

<参考2>

学校保健法施行規則第23条 (学校医の職務執行の準則)

1. 学校保健安全計画の立案に参加すること。
2. 学校環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導と助言を行うこと
3. 健康診断に従事すること。(定期、臨時)
4. 疾病の予防処置に従事し、及び保健指導を行うこと。
5. 学校においては児童、生徒、学生又は幼児の健康相談に従事すること。
6. 伝染病の予防に関し必要な指導と助言を行い、並びに学校における伝染病及び食中毒の予防処置に従事すること。
7. 校長の求めにより、救急処置に従事すること。
8. 市町村の教育委員会又は学校の設置の求めにより、就学時児童の健康診断、学校の職員の健康診断に従事すること。
9. 必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

小学校の専門医別（小・中学校合計 390校）

	内科	耳鼻科	眼科	小児科	整形外科	薬剤師	歯科	合計
A市160校	111	45	52				113	321
B市110校	60	17	20				70	167
C市 50校	46	5	8	5			48	112
D区 40校	25	16	17			25	25	108
E市 15校	14	2	3				12	31
F町 15校	5		1		2		7	15
計 390校	261	85	101	5	2	25	275	754

中学校の専門医別

	内科	耳鼻科	眼科	小児科	整形外科	薬剤師	歯科	合計
A市160校	51	35	38				51	175
B市110校	34						35	69
C市 50校	20	5	7	2			21	55
D区 40校	12	10	11			11		44
E市 15校	6	2	3				5	16
F町 15校	4				1		6	11
計 390校	127	52	59	2	1	11	118	370

学校医年代別（内科医のみ）

	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
A市160校	1	3	31	54	44	25	158
B市110校		1	18	39	25	11	94
C市 50校			13	21	23	6	63
D区 40校			5	15	14	3	37
E市 15校			3	10	5	2	20
F町 15校				3	3		6
計 390校	1	4	70	142	114	47	378

年代別グラフ

